

## 熟年者激励手当のご案内

熟年者激励手当は、重度の要介護状態にある在宅の熟年者に手当を支給することにより、熟年者家庭の福祉の増進を図ることを目的としています。

### 【対象者】

以下のすべてを満たす方

1. 60歳以上で江戸川区内に住民登録があり、江戸川区に在住の方
2. 介護保険の要介護4か5で在宅の方
3. 本人を含む本人と住民票上の世帯を一にする世帯全員が住民税非課税の方

ただし、以下のいずれかに該当する場合は申請できません。

- ・ 病院へ入院中の場合（退院日を含む）
- ・ 介護保険施設等へ入所中（ショートステイ・お泊りデイも含む）の場合（退所日を含む）
- ・ 重度心身障害者手当を受給しているとき
- ・ 生活保護を受給しているとき
- ・ 世帯内に住民税未申告者がいるとき（本人を含む）



### 【手当の額】

月額：15,000円（申請月から支給対象）

### 【申請に必要な書類等】

ご本人名義の普通預金口座の通帳やキャッシュカード等

区外からの転入などにより、江戸川区で課税状況が確認できない場合は  
課税証明書（原本）を提出してください。（コピー不可）  
同一世帯全員の課税証明書（原本）が必要となります。

### 【住民税非課税の審査】

- 4月～7月認定請求 「前年度住民税」を審査します。
- 8月～翌3月認定請求 「当該年度住民税」を審査します。

税務署で申告をされた方は、申告の情報が区役所に到着するまでに2か月程度要します。お急ぎの場合は申告書の控え（受付日がわかるもの）と添付資料等を持参の上、区課税課窓口で住民税の申告を行ってください。

### 【申請窓口】

熟年相談室・健康サポートセンター・江戸川区役所（介護保険課相談係）  
オンライン申請も可能です。右の二次元コードからアクセスしてください。



## 【審査結果】

申請内容と認定要件を審査のうえ、申請された翌月上旬に審査結果を送付します。

- 認定 「熟年者激励手当認定通知書」 申請月以降が支給対象  
却下 「熟年者激励手当認定申請却下通知書」

## 【支給について】(現況届兼請求書の提出)

手当振込月の前月(3月・7月・11月)に現況届兼請求書が届きますので、支給対象期間内の在宅状況等を記入し、提出してください。

以下のいずれかに該当する場合、手当を支給することができません。

- ・ 現況届兼請求書を提出していない
- ・ 入院・入所等(ショートステイやお泊りデイを含む)で同月内に在宅(自宅で生活)していない。
- ・ 現況届兼請求書の記入内容が事実と異なる。

支給対象期間	現況届送付月	支給月 (口座振込)	住民税非課税審査年度
4月～7月分	7月10日頃	8月下旬	前年度住民税
8月～11月分	11月10日頃	12月下旬	当該年度住民税
12月～翌年3月分	翌年3月10日頃	翌年4月下旬	

## 【受給資格の消滅】

以下のいずれかに該当する場合、受給資格が消滅します。相談係にご連絡ください。

- ・ 江戸川区から転出した。
- ・ 要介護4か5以外になった。
- ・ 介護認定の更新を行っていない。
- ・ 介護保険施設や有料老人ホーム、グループホームに入所した。
- ・ 病院や施設等に長期入院、入所している。
- ・ 重度心身障害者手当を受給した。
- ・ 生活保護を受給した。
- ・ 本人か同一世帯の家族が住民税課税者になった。

## 【問い合わせ先】

江戸川区福祉部介護保険課相談係  
〒132-8501 江戸川区中央1-4-1  
電話 03(5662)0061  
FAX 03(5663)5172